

立田山野外保育センター もりの協力隊設置要項

(目的)

第1条 この要項は、立田山野外保育センター（以下「センター」という。）に、もりの協力隊を設置し、子育て支援並びに自然学習環境整備への協力を仰ぐものである。

(定義)

第2条 もりの協力隊（以下「協力隊」という。）とは、センターの設置目的である主に就学前児童の心身の健康と豊かな個性を育むことに理解を持ち、併せて子育て支援並びに自然学習環境整備へ物心両面から協力する法人並びに個人をいう。

(活動)

第3条 協力隊員は、次の活動を行う。

- (1) センターでの子育て支援活動への援助
- (2) センター自然学習環境整備への支援
- (3) 賛助金の負担

(賛助金)

第4条 協力隊員は、次の賛助金を1口以上負担する。

- (1) 法人隊員（1口）10,000円
- (2) 個人隊員（1口）2,000円

2 期間は、今年4月1日から翌年3月31日までとする。

(入隊等)

第5条 協力隊員は、別に定める申込書と賛助金をセンターへ提出する。

(対応)

第6条 センターは、協力隊員へ次の対応をする。

- (1) 協力隊員証を発行する。
- (2) ホームページ、その他の広報誌で紹介する。
- (3) センターの活動状況を報告する。

(改廃)

第7条 この要項を変更しようとするときは、立田山野外保育センター運営委員会において出席者の過半数の同意を必要とする。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、立田山野外保育センター運営委員会で定めるものとする。

附 則

この要項は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月6日一部改正し、同日から施行する。